

第 57 回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時：	令和 3 年 9 月 2 日（木） 午後 2 時 00 分から午後 3 時 50 分まで
開催場所：	議員協議会室（松本市役所東庁舎 3 階）
出席委員：	<p>三好規正会長（信州大学経法学部教授）</p> <p>塩原孝子委員（松本市議会議員）、上條敦重委員（松本市議会議員）</p> <p>吉村幸代委員（松本市議会議員） 上條美智子委員（松本市議会議員）</p> <p>阿部功祐委員（松本市議会議員）、柿澤潔委員（松本市議会議員）</p> <p>山越哲委員（松本警察署長）【代理出席：蓑部孝志 松本警察署交通第二課長】</p> <p>藤本濟委員（長野県松本建設事務所長）</p> <p>上原三知委員（信州大学農学部准教授）</p> <p>清水聡子委員（松本大学総合経営学部教授）</p> <p>窪田英明委員（松本市農業委員会会長代理）</p> <p>赤廣三郎委員（松本商工会議所専務理事）</p> <p>忠地秀起委員（松本商工会議所建設部会長）</p> <p>本間恵子委員（松本商工会議所女性会会長）</p> <p>富山有希委員（松本薬剤師会理事）</p> <p>小笠原み江委員（長野県建築士会松筑支部青年女性委員会委員）</p>
欠席委員：	田中均委員（松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長）

（神戸順都市計画課長）

それでは定刻より少し早いですが、皆さまお揃いになりましたので第 57 回松本市都市計画審議会を開会いたします。私は当審議会の事務局次長をしております、都市計画課長の神戸順と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は新型コロナウイルス感染症への対策といたしまして、適宜換気を行うとともに、審議会が短時間で終わりますように、スムーズな進行に努めたいと考えております。皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、建設部長の前澤よりご挨拶申し上げます。

（前澤弘一建設部長）

はい。皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、当審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。建設部長をしております前澤弘一と申します。よろしく願いいたします。

本来でありますと、臥雲松本市長がご挨拶を申し上げるところでございますが、他の公務により出席できませんので、代わりまして私の方からご挨拶させていただきます。

ただいま、事務局次長の方からもお話がありましたが、新型コロナウイルスの感染症につきまして、全国的にもまた、本市においても依然として、感染者が出ている状況でございます。当審議会におきましても、感染防止対策を徹底して開催をしていきたいと思っておりますのでぜひご協力をお願いいたします。

本日の都市計画審議会は、議案といたしまして、信州大学周辺における用途地域の変更および地区計画の決定についての審議をお願いするとともに、現在作業を進めておりますが、松本市都市計画マスタープランについて報告をさせていただきたいと思っております。委員の皆様から忌憚のないご意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それぞれ本日はご専門の先生方、また市議会の先生方にご出席いただいておりますので、この計画が良いものになるようにというふうに考えていきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(神戸順都市計画課長)

今回、前任の方の任期満了や異動等に伴いまして、新たに委員としてご就任いただく9名の皆様に辞令を発令させていただいております。辞令は皆様の席にあらかじめお配りしてございます。なお辞令交付式は省略させていただきますので、ご承知おきください。なお、お手元に委員名簿をお配りしてございますので、ご確認をお願いします。

本日は委員18名のうち、田中均委員が都合により欠席されております。また、山越哲委員の代理として、松本警察署交通第二課長の蓑部様にご出席されております。従いまして、本日出席の委員は17名となり、松本市都市計画審議会条例における委員の2分の1以上の出席という会議開催の条件を満たしていることをご報告いたします。

それでは、新たにご就任された委員の方もいらっしゃいますので、委員の皆様からそれぞれ自己紹介をお願いしたいと存じます。まず、三好会長からお願いいたします。

(三好規正会長)

皆さんこんにちは。本日は足元悪い中ご参集いただきましてありがとうございます。昨年度から会長を拝命しております信州大学経法学部の三好と申します。何卒よろしくお願いいたします。

(神戸順都市計画課長)

はい。ありがとうございます。それでは、清水委員の方から順番にお願いします。

(清水聡子委員)

松本大学総合経営学部総合経営学科、学科長をしております清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(上原三知委員)

信州大学の社会基盤研究所と農学部の併任をやっております上原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(窪田英明委員)

松本市農業委員会の窪田英明と申しますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

(赤廣三郎委員)

松本商工会議所専務理事をさせていただいております赤廣でございます。よろしくお願ひいたします。

(忠地秀起委員)

同じく松本市商工会議所建設部会長をつとめています忠地秀起と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(本間恵子委員)

松本商工会議所女性会から参りました本間恵子と申します。よろしくお願ひいたします。

(富山有希委員)

松本薬剤師会理事の富山と申します。よろしくお願ひいたします。

(小笠原み江委員)

長野県建築士会松筑支部の青年女性委員会から来ております小笠原み江です。よろしくお願ひいたします。

(神戸順都市計画課長)

はい。それでは塩原委員さんからお願ひいたします。

(塩原孝子委員)

松本市議会議員の塩原でございます。よろしくお願ひいたします。

(上條敦重委員)

松本市議会議員の上條敦重でございます。よろしくお願ひいたします。

(吉村幸代委員)

同じく松本市議会議員の吉村幸代と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(上條美智子委員)

こんにちは。同じく上條美智子でございます。よろしくお願いいたします。

(阿部功祐委員)

同じく松本市議会議員阿部功祐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(柿澤潔委員)

はい。前期に引き続いて、また委員を務めることになりました。松本市議会議員の柿澤潔です。よろしくお願いいたします。

(山越哲委員：代理 蓑部孝志委員)

松本警察署交通第二課の課長しております蓑部と申します。山越警察署長の代理として参りました。よろしくお願いいたします。

(藤本済委員)

この4月から前任の坂田の後任といたしまして赴任しております、松本建設事務所の藤本済です。どうぞよろしくお願いいたします。

(神戸順都市計画課長)

はい、ありがとうございました。それでは審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。先日送付いたしました資料は、次第、議案書、事務処理の概要、委員名簿となっております。

また本日の追加資料として、議案説明用の別冊資料、それと座席表、それとA0版の都市計画図、その1その2というものをお配りしてございますので、ご確認をお願いします。お手元の資料に不足のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

本日ご審議いただく議案は2件。報告事項が1件でございます。2件の議案につきましては、信州大学松本キャンパス地区周辺の用途地域の変更および地区計画の決定であり、都市計画上の関連性が高いことから、一括して内容をご説明、ご審議したいと思います。

この後の会議の進行につきましては、松本市都市計画審議会条例により会長を務める会長が務めることになっておりますので、三好会長、ご審議をお願いいたします。

(三好規正会長)

はい。それでは、ただいまから第57回松本市都市計画審議会を開催いたします。松本市都市計画審議会条例第5条第1項により議長を務めさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

はじめに議事録の署名人でございますが、松本市都市計画審議会運営要綱第9条第2項により、本日ご出席の委員の中から、あらかじめ指名をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

本日の審議会の議事録署名人は塩原孝子委員。富山有希委員。お2人の委員にお願いをいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

議案審議に先立ちまして、事務局より第56回松本市都市計画審議会に係る事務報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(鈴木昌宏課長補佐)

はい。都市計画課の課長補佐の鈴木昌宏と申します。よろしくお願い致します。私の方から事務処理の概要についてご報告いたします。お手元の方にA4の概要書の方、ご用意いただいております。ご説明させていただきます。

令和3年2月8日に開催いたしました、第56回松本市都市計画審議会における議決事項の事務処理については次のとおりでございます。

議案第107号松本都市計画道路の変更について(3・5・6号出川浅間線、3・6・8号末広線)ですが、これは松本都市計画道路3・5・6号出川浅間線、3・6・8号末広線について、都市計画道路の見直し方針に基づき、一部区間を廃止することについて、長野県知事から照会があったものでした。

事務処理の経過ですが、令和3年2月8日第56回松本市都市計画審議会において審議、可決され、令和3年2月19日松本市都市計画審議会審議結果を市長報告し、令和3年3月26日第207回長野県都市計画審議会において審議、可決され、令和3年4月8日長野県告示第219号により告示・縦覧されました。

議案第108号松本都市計画用途地域の変更、本郷地区についてですが、これは先ほど申し上げた都市計画道路3・5・6号出川浅間線の終点付近約360mの区間の廃止に伴い、都市計画道路の廃止後も、引き続き土地利用の継続を図るため、都市計画道路の計画線を基準として設定されていた用途地域界を地形地物に合わせて変更するものでした。

事務処理の経過ですが、令和3年2月8日第56回松本市都市計画審議会において審議、可決され、令和3年2月19日松本市都市計画審議会審議結果を市長報告し、令和3年4月8日松本市告示第32号により都市計画道路の変更と同時に告示・縦覧されました。

報告は以上です。

(三好規正会長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきましてご質問等がございましたら御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

～無しの声～

(三好規正会長)

特にご質問等がないようですので、議案審議を始めます。本日付託されました案件は2件、報告事項が1件ございます。

それでは議案第109号松本都市計画用途地域の変更について、議案第110号松本都市計画地区計画の決定について、一括して審議を行います。

事務局にお伺いをいたします。議案第109号および110号の傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

(鈴木昌宏課長補佐)

はい。事務局ですが、傍聴人は1名です。ただいまより、傍聴者を会場に案内しますのでよろしくをお願いします。

(三好規正会長)

傍聴者の方をお願いを致します。公正な審議を行うため、委員等の発言に対し、拍手をしたり、声を出す等の行為はしないでください。写真撮影や録音はできません。会議の秩序を乱し、または進行の妨げになる行為はしないでください。

以上のような行為等があった場合は、退席をいただくことがありますので、ご承知おきください。傍聴が出来ますのは、傍聴希望議案の審議のみでございます。審議終了後に退室をお願いいたします。採決の結果につきましては、傍聴者控え室に置いて、事務局よりご報告をいたします。

それでは議案第109号および第110号の説明を担当課よりお願いいたします。

(立野駿技師)

はい。都市計画課の立野駿と申します。主にお手元に別冊資料と右上にあります資料を使って説明いたします。ページ下にページ数、スライドの右下に番号をふってあります。事前に議案書を送付しておりますが、大きな図面等は議案書でご確認いただくとわかりやすいかと思えます。必要に応じてご覧ください。それでは、座って説明をさせていただきます。

今回お諮りする内容は、議案第109号松本都市計画用途地域の変更について、議案第110号松本都市計画地区計画の決定について、いずれも信州大学松本キャンパス地区と整理しやすいよう地区名をつけていますが、これらは関連性が高いため、一括して説明させていただきます。

まず地区の概要について説明いたします。1ページ右下の番号2をご覧ください。今回都市計画の決定、変更を行う地区は、松本駅から北東に約2キロメートルの場所であり、信州大学松本キャンパスをはじめ、医学部付属病院、高校や中学校、文化会館等教育文化施設が集積する一団の地区です。また平成29年から平成31年に策定した松本市立地適正化計画

では信州大学周辺地区として都市機能誘導区域に位置付けている区域です。

立地適正化計画をはじめ、その他上位計画に沿った土地利用を目指すためにこの地区における用途地域の変更、地区計画の決定を行うものです。

ここでそもそも用途地域とは何かということについてご説明いたします。2 ページ上番号 3 をご覧ください。

用途地域とは建築物の用途や建蔽率、容積率、高さなどの形態に制限を加え、生活環境の向上と商工業の利便の増進を図ろうとするもので、地域の特性に応じて設定します。本市では昭和 13 年に初めて指定し、現在は用途地域 13 区分の内 12 区分の用途地域を指定しています。

2 ページ下番号 4 にある表は参考ですが、表のとおり用途地域ごとの建築物の用途制限を示しています。例えば第一種低層住居専用地域には工場の建築ができなかったり、工業専用地域には住宅ができないといった制限になっています。

3 ページ上番号 5 をご覧ください。地区計画について説明いたします。地区計画とは街区単位できめ細やかな市街地像を実現していく制度であり、新市街地の街並み形成や、既成市街地の住環境保全、市街化調整区域の集落活性化など、それぞれ地区の特性に合わせ活用でき、地区内での造成や建築行為等を規制・誘導することができる制度です。

本市では主に土地地区画整理事業の事業効果を担保するために決定し、良好な住環境を維持・誘導しているものが多く、現在 39 地区を決定しています。

3 ページ下をご覧ください。こちらが地区計画で定める内容の一覧です。目標や、建築物の形態に関わることなどを定めることができます。

4 ページ上番号 7 をご覧ください。用途地域と地区計画の関係について国土交通省による都市計画運用指針の抜粋を記載しております。

運用指針には、地域の実情に応じた土地利用を誘導し、望ましいまちづくりを実現するためには、用途地域を補完して、地権者等の意見を反映しつつ、きめ細やかなまちづくりを誘導する手法である地区計画等をより積極的に活用し、街区の状況に合わせてきめ細かく建築物に関する制限及び公共施設の整備の方針を定めることが望ましいとされております。

ここから、今回の用途地域の変更について説明いたします。

5 ページ上番号 9 をご覧ください。こちらは今回の用途地域の変更の新旧対照図です。現在、主に第一種中高層住居専用地域が定められており、今回第二種住居地域へ変更するものです。

その下番号 10 をご覧ください。右にある図は都市計画基礎調査、これは平成 29 年に実施したのですが、その土地利用現況図です。紫色、公益施設用地が大半を占め、教育文化施設が集積する特殊性の高い地区であることがわかります。

6 ページ上に用途地域変更の理由を記載しています。本市の都市計画の最上位計画である松本市都市計画マスタープランにおいて、土地利用については都市型住宅ゾーン、拠点地区は産業・研究拠点として位置付けています。

また避難地や避難路を兼ねた公園・緑地や生活道路の整備を進め、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指すとしています。

先ほども説明しましたが、松本市立地適正化計画では、今回の変更地区を信州大学周辺地区として都市機能誘導区域に位置付けており、高次の医療・研究の拠点として、大学及び関係機関施設の維持・誘導を図るとしています。

整理番号ごとに変更前と変更後、変更理由について説明いたします。6ページ下番号12をご覧ください。

この地区は県道の南側に位置し、沿道に住宅地があり屋内運動場や体育館、文化ホールが立地する地区であり、公共施設等の保護を図りつつ、幹線道路に隣接している区域として利便性を図り、住居の環境の保護を図ってきた地区です。

今回、第二種中高層住居専用地域から第二種住居地域へ変更し、現況用途地域との乖離を解消し、上位計画と整合の取れた望ましい市街地像を目指します。

7ページ上、番号13をご覧ください。

信州大学松本キャンパスや付属小中学校、信州大学附属病院等、医療・研究の関係機関が多数立地している地区です。

今後も良好な教育環境、研究開発施設の保護を図るため、第一種中高層住居専用地域から第二種住居地域へ変更し、合わせて地区計画を決定することで、本地区を「産業・研究・医療」の拠点として、必要となる機能の維持、導入を図り、都市基盤施設の整備による防災性の向上、文教地区にふさわしい景観の形成を図ります。

7ページ下、番号14をご覧ください。

こちらは、国道143号の東側に位置し、本市の北部地区と中心商業地区を結ぶ重要な幹線道路の沿道区域として、中高層住宅地として良好な住環境の整備を図りつつ、一定の業務施設を許容し、主に公共施設や住宅が立地する沿道の土地利用が図られてきた地区です。

今回、一団の土地利用が図られるよう周辺の用途地域と整合を図るため、第二種中高層住居専用地域から第二種住居地域へ変更します。

8ページ上、番号15をご覧ください。

こちらは国道143号の西側に位置し、一定程度の店舗、事務所機能が立地する地区です。今回、第一種住居地域から第二種住居地域へ変更し、事務所機能や一定規模の店舗を引続き維持、誘導し、合理的な土地利用を図ります。

8ページ下番号16に今回の用途地域の変更で制限が変わる内容について表で示しています。

また都市計画運用指針に用途地域の選定についての記載があり、そこには、学校、図書館、その他の教育施設の立地を図る地域及びその周辺の地域のうち、特に教育環境の保護を図る地域については、住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は田園住居地域を定めることが望ましい。また研究開発施設、研修施設、情報交流施設等の集約的立地を図る地域については、第二種住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域を定めることが望

ましい。という記載があり、今回の用途地域の選定は上位計画に沿った土地利用を図るうえでは適切であると言えます。

次に地区計画について説明いたします。9ページ下番号18決定理由書をご覧ください。上位計画の位置付けについては、用途地域の変更と同じですので省略します。

本地区を「産業・研究・医療」の拠点として、必要となる機能の維持、導入を図り、都市基盤施設の整備による防災性の向上、文教地区にふさわしい景観の形成を図るとともに、緑地等の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などのグリーンインフラとしての機能が効率的かつ有機的に発揮される都市づくりを目指すため、街区単位できまこまやかな地区計画を決定し、合理的な土地利用を図るために地区計画を決定します。

地区計画の区分ごとに理由を説明します。10ページ上番号19をご覧ください。こちらをA地区、地区計画上で「教育・研究ゾーン」として土地利用を維持・誘導し、広場と構内通路を地区施設として位置付け、地域の防災拠点として、災害時における避難空間の確保を図るとしています。人々の憩いの場となるオープンスペースの提供に加え、災害時には避難場所等としての機能の発揮も期待されます。

10ページ下B地区です。こちらは「付属病院ゾーン」として位置付け、大学や医療の拠点となる施設の維持・誘導を図ることとしています。構内通路を地区施設として位置付け、壁面後退を設けることで、有事の際に安全な避難路として活用が見込まれます。

11ページ上番号21、C地区についてです。「運動・駐車場ゾーン」として位置付け、現病院の駐車場を本地区に集約することで、産業・研究・医療の拠点としての位置づけを明確にします。駐車台数の確保による交通渋滞の緩和、急患搬送時間の短縮等が図られるほか、キャンパス内の広場が確保され市街地環境や防災性の向上が期待されています。

11ページ下D地区についてです。こちらは「付属学校ゾーン」として位置付け、今後も文教地区としてふさわしい景観の形成を図ることとしています。

12ページ上番号23をご覧ください。地区計画の具体的な内容についてです。議案書は19ページから21ページに大きく印刷してあります。今回既存の広場、通路を地区計画において位置付けることで、有事の際の避難所として機能を確保することとしています。広場は現在臨時的駐車場となっており、キャンパスの中心に立地していますが望ましい状況ではないため、地区計画では原則車両の乗り入れを禁止し、広場としての機能を確保することとしています。

12ページ下番号24をご覧ください。こちらが建築物の用途の制限です。ここに記載のあるもの以外は建築できないように制限し、土地利用の方針に記載の周辺環境との良好な調和を図るとともに、産業・研究・医療の拠点を目的とした土地利用を図ります。

13ページ上番号25をご覧ください。C地区においては立体駐車場の建築を可能とし、キャンパス内の駐車場を集約することで、広場の機能や、駐車台数の確保による交通渋滞の緩和、急患搬送時間の短縮等が図られ、市街地環境や防災性の向上が期待されます。

13ページ下です。こちらは立体駐車場の建築により想定される外部性への影響として排

ガス、音や、ライトグレア等に対し制限を設けている内容です。

14ページ上、番号27をご覧ください。今までの経過、都市計画の策定の経緯の概要について説明いたします。今回の用途地域の変更と地区計画の決定は関連性が高いため、すべて同時に都市計画の手続きを進めています。議案書15ページでは用途地域、26ページでは地区計画のものをつけていますので、合わせてご覧ください。

主な点としては、地元説明を昨年12月と今年の1月に行っています。また町会未加入の方への個別説明や、隣接する事業者である学校や団体へも説明を行いました。説明では、都市計画の決定、変更について反対はなく、土地利用が柔軟になることはいいことであるといった意見や、駐車場建設による環境変化への配慮を求める声がありました。意見を踏まえ、地区計画において制限を加え、周辺環境に配慮した計画になるようにしています。

また6月には県へ事前協議を行い、7月に公聴会の開催を公告しましたが、申出が無かったため中止しております。その後、必要な手続きを行い、8月に計画案の公告・縦覧を行いました。その際、縦覧者1名、意見書が1件提出ありましたので、要旨と見解について説明いたします。

14 ページ下、15 ページ上、番号は 28、29 をご覧ください。要旨については用途地域の変更、地区計画の決定とも同じです。

(1) 駐車場が建築されることで隣接地（特に定住者）に影響が想定される事項に対し、可能な限り配慮を求める。

(2) 現在大学において駐車希望者に対し、駐車場が相対的に少ないという点は理解しており、賛成とは言えないが、仕方がない状況と考えている。

(3) 現在立地している他の大学施設と同様に隣接民家とは一定程度の距離を確保した上で景観や周囲の住環境に配慮した建築となることを求める。

という内容でした。それに対し、都市計画決定者である松本市の見解としては、

(1) 用途地域の変更は駐車場建設のためではなく、上位計画に沿った土地利用のために変更するものであること。

(2) 駐車場建設については、同時に地区計画を決定し、周辺の住環境を含めた想定しうる環境の変化に考慮した地区整備計画上の制限を設けることで配慮することとしていること。また制限については地区計画の届出制度を運用することで周辺環境に配慮した計画となるよう建築主側と調整したいと考えていること。

その他、高さが 10m 又は延床面積 300 m² を超える建築物の新築等であれば松本市景観計画の届出対象となり、色彩、意匠などの景観形成基準に適合した建築となるよう良好な景観へと誘導を図っていくこととしています。

また届出制度があることで、具体的な計画が決まる前に事業者側にも周辺への丁寧な説明等をお願いしていくこととしています。

15ページ下番号30、今後のスケジュールについては記載のとおりです。本日の本審議会を経て、用途地域の変更と地区計画の決定を同時に行い、地区計画については大臣承認を

経て、12月の議会に条例改正議案を提出する予定で進めていきます。

16ページ上番号31をご覧ください。こちらは参考図面ですが、用途地域の変更及び地区計画の決定後の計画図です。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(三好規正会長)

はい、ただいま議案第109号および第110号について説明がありました。ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。よろしくお願いいたします。

(藤本済委員)

はい。ちょっとそもそも論的なことをいくつか、3点ほど確認させてください。変更の理由が、1-1から1-4まで記載されているところの言葉で私が、引っかかっているというか、ちょっと理解が及ばないところを確認させていただきます。全体を通してちょっと感想として思っていることを先に申し上げると、用途地域を第二種住居地域に変更するということは総じて許可の範囲、許可というか、建設可能なものを増やしていく方向なんですよ。

それにつけても、そもそもその環境の保全保護だとか、あるいは景観という言葉などで説明されています。いわゆる環境法ということも謳いつつ建てられるものを増やしていく方向というのは若干反対方向に向いているように直感的に思いました。その中で読み込んでいったときに、ちょっと確認したいなというのが1-1では、変更して、現況用途地域との乖離を解消すると記載があり、そもそも、乖離とは何が乖離しているのか具体的に例があれば教えてください。

それから1-2のところ、そういったことでいろんな教育環境や文化施設の保護を図るために、都市計画運用指針を持ち出されていわゆる総括的な説明はあったんですけどこの地区で具体的に何が変わるのかっていうところはちょっとわからなかったんですけど、私の理解とすると、地区計画を逆に立てるために、その地区計画を持って、この地区の有効活用を図っていくために、逆に言えばこの地区計画を立てるためには、ここを第一種中高層から第二種住居地域にする必要があるという説明の方が理解するのに早いような気がしますが、そういうことなのかどうかということで、ここでまた合わせて地区計画を決定というのがここに入っているんで、もしかしたら今回の用途地域の変更っていうのは地区計画を決定する最終目標に向かって、必要な手続きという意味なのか、ちょっとその辺はこの変更の理由をすっきり理解したいので、私のそういう想像とが合っているかどうかというところをちょっと確認させていただきたい。

それと最後の1-4なんですけど、これはちょっと細かい話になりますけど、これ全体を第二種住居地域に周辺も合わせて揃えていくということだと思うんですけど、事務所機能や一定規模の店舗を引き続き維持と書いてあるということはそういった事務所機能や一定規模の店舗というのが現在は第一種住居地域には建てられないものが存在しているという意

味なのか。そういうことではなくてという意味なのかちょっとご事情ですね。この地域の全体を通し、具体的にどこが変わっていく、どこをどこの部分を具体的に考えてこういう用途地域の変更あるいは地区計画の策定がされているのかということ为例示で結構ですので、教えていただければと思います。

(三好規正会長)

どうぞ。それでは、先ほどのご質問について、事務局よりお願いいたします。

(立野駿技師)

それではまず、現況の用途地域で乖離しているものがあるかということについてですが、現在地区の北側にあるキッセイ文化ホールおよび総合体育館、また美須々屋内運動場、それと信州大学の医学部附属病院の駐車場が本来用途地域の上では建てられないものになっております。今なぜ建っているかといいますと、建築基準法の48条但し書きという許可制度がありまして、建築審査会で周辺の周辺市街地環境を理解する恐れがない、または公益上やむを得ないと認める場合に限り許可しているものになります。

今回、第二種住居地域に変更することで、その一部乖離が解消されます。ただし、文化ホールにおいては、不特定多数の人が集まる建築物であるため、本来住居地域には建てられないものになっております。今回、用途地域を変えても、既存不適格の扱いとして、引き続き、48条但し書きの許可を運用していくこととなります。

区域について整理番号ごとに説明しましたが、そもそも今回の場所については、議案書の27、28ページをご覧ください。こちら松本市立地適正化計画の抜粋になるんですが、28ページの方がわかりやすいと思います。都市機能誘導区域の範囲というものを赤い線で示しております。

今回この範囲において、一部この範囲に沿うような形で第二種住居地域に変更するものですが、なぜ第二種住居地域なのかと言いますと、立地適正化計画に位置づけている誘導施設である事務所等の機能が、そもそも第一種中高層住居専用地域では建てられません。

藤本委員からありました、整理番号1-4に引き続き、事務所機能等を維持誘導していくとありますがこれについては、店舗併用住居など、事務所機能だけのものではないため、現在建っているということでご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

(三好規正会長)

藤本委員いかがでしょうか。それぞれ項目別にご回答いただいた方が宜しいよろしいですかね。

(藤本済委員)

それぞれ今の回答でよろしいんですけど、あまり地区計画にこだわった用途地域の変更

ではないという理解で大丈夫ですね。都市機能誘導区域、立地適正化に合わせた見直しを進められそれをさらにそれに基づいて中の地区計画をさらに進めて、深めていくという理解でわかりました。

(三好規正会長)

はい。他に何かございましたらはい、上原委員。

(上原三知委員)

ご説明ありがとうございました。私の理解では、松本キャンパスで新しく研究棟を建てられなかったのは、多分松本城の高さ的な問題で工学部にほとんど新しい施設が建ってきた経緯があるのではないかなと理解しているんですけども。

今回立地適正化を踏まえてよりそういったものも松本キャンパスでも緩和していくということであるのか、どうか。いずれにしてもその前からある景観との調和の問題は、必要があればそれを見直していくというか、その景観審議会できちつと諮って、その部分は検討していくという理解でよろしいのでしょうか。

(神戸順都市計画課長)

ただいま景観計画との関係高さの緩和であるとかっていうご質問と捉えておりますが、今回の第二種住居用途地域を変更することによって、この高さ緩和が大幅に変わるということは正直ございません。二種住居であると、景観計画で15 mの高さ制限があります。

この地区で高さの緩和をするというその但し書きみたいなものは特に設けておりませんので、今回の地区計画においても、特にそこについては触れておりません。

(上原三知委員)

はい、そうすると15 mということであれば、5階建てぐらいまでなので、それはわかったんですけども一方で避難路の確保とかオープンスペースの確保ということとちょっと矛盾があるんじゃないかなと思ってお聞きしたんですけども、要はその敷地面積がもう決まっているわけなので、そこで新しい開発をどんどんしていくということは、上に詰めないのであれば場所を食っていくしか方法がないのかなと思うんですがそれは大丈夫ですか。矛盾がないという理解でよろしいのでしょうか。

(立野駿技師)

今回地区計画、用途地域の変更については、信州大学の施設部の方とも調整しながら進めてきたものです。その中で、信州大学の方でマスタープランを策定しているという話は聞いておりました。松本キャンパスにおいては大きな建物を建てる予定は、現況はないという話です。

上原委員のおっしゃっている、工学部のキャンパスの方に、そういったものを集積しているっていう方向になったからなのかということとはちょっと私も存じ上げていませんが、松本キャンパスにおいては大きな建物を上に積み上げていくようなことは想定していないということで聞いております。高さについても施設部の方にはあの関係あくまで景観計画と同じ基準を運用するというので承知していただいております。

(上原三知委員)

はい、わかりましたありがとうございます。

(三好規正会長)

他にございますでしょうか。はい、塩原委員。

(塩原孝子委員)

はい。お願いいたします。都市計画用途地域の変更の理由書の4ページの4の理由書ですけれども、立地適正化計画では、高次の医療研究の拠点ということになっており、しかし2番のところでは、産業・研究・医療の拠点ということで、その産業というものの文字が加わっています。産業がこの資料の中にあるところとないところがあるのですが、その辺り、何か計画があるのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

(三好規正会長)

はい。お願いいたします。

(立野駿技師)

ここに記載のある産業研究拠点という言い方については、本市の都市計画マスタープラン上の種別に記載がある文言をそのまま引用しております。本地区においては、どちらかというと研究拠点ということの意味合いが強いのですが、あくまで都市計画マスタープラン上の種別の言葉を引用しているため、産業という言葉が入っています。何か具体的にこの産業に関する建築予定があるかという、それについてはありません。

(塩原孝子委員)

了解いたしました。

(三好規正会長)

他ございますでしょうか。

それでは私もちょっとよろしいですか。関連して、地区計画の中で、C地区ですかね、運動場駐車場ゾーンというページで言うと21ページのところに出てくるのがありますが、こ

こが概ね信大の、今後施設部とも協議して、駐車場の構想を立てていく、そういうイメージでよろしかったのでしょうか。

(立野駿技師)

はい。別冊資料 11 ページ、スライド 21 をご覧ください。オレンジ色で航空写真に枠線が囲ってありますが、テニスコートとサッカー場、その右東側に駐車場が現況、集積している場所があります。テニスコート、サッカー運動を廃止して建築するというのではなく、現在駐車場としている地区に新たに立体の駐車場を建設し集約するという計画であると聞いております。

(三好規正会長)

承知しました。いかがでございましょうか。

それでは、特に意見等はございませんようですので、以上で質疑を終了いたします。

ここで傍聴者の方をお願いをいたします。これより議案第 109 号および第 110 号の採決を行いますので、傍聴者の方は退室をお願いいたします。採決の結果につきましては、事務局よりご報告いたしますので控え室でお待ちください。

それでは議案ごと、挙手により採決を行います。まず、議案第 109 号を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員一致と認め、議案第 109 号は原案の通り可決いたしました。

次に、議案第 110 号を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員一致と認め、議案第 110 号は原案通り可決いたしました。

続きまして報告事項松本市都市計画マスタープランの改定についてでございます。事務局に伺いますが報告事項の傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

(鈴木昌宏課長補佐)

はい。傍聴者は 1 名です。ただいまより、傍聴者を会場に案内しますのでよろしく願いいたします。

(三好規正会長)

傍聴者の皆さんをお願いをいたします。

公正な議事を行うため委員等の発言に対し、拍手をしたり声を出したりする等の行為は行わないでください。写真撮影や録音はできません会議の秩序を乱し、または進行の妨げになる行為は行わないでください。

以上のような行為等があった場合はご退席いただくことがございます傍聴ができるのは傍聴を希望される議事のみでございます。議事終了後にご退室をお願いいたします。

それでは報告事項を松本市都市計画マスタープランの改定につきまして、説明を担当課よりお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(永喜多廣義都市計画担当係長)

報告事項 現在、取組みを進めている松本市都市計画マスタープランの改定について、報告いたします。

私は、都市計画課都市計画担当の永喜多廣義と申します。着座にて説明いたします。説明は、事前に配布した「報告事項 松本市都市計画マスタープランについて」を用いて行います。35 ページをご覧ください。

1 趣旨に記載のとおり、平成 25 年 3 月に一部改定した松本市都市計画マスタープランを、上位・関連計画との整合を図りつつ、さらに魅力と活力にあふれた都市を構築するため、見直しを行っています。

主な経過は、2 に記載のとおりです。今回の見直しは、令和元年度から検討に着手し、これまでに、35 地区における意見交換会や、都市計画策定市民会議へ意見聴取などを行いながら、計画案の策定を進めております。直近では、8 月 3 日に松本市都市計画策定市民会議で意見を聴取しております。

次に、3 マスタープラン見直しの基本的な考え方についてです。(1)に計画の位置付けをまとめています。松本市都市計画マスタープランは都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。

図に示したとおり、上位計画である長野県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や、松本市の総合計画と、整合を図りながら都市計画マスタープランの改定を進めています。なお、平成 31 年 3 月に一部改定した「立地適正化計画」も松本市都市計画マスタープランの一部となります。

36 ページをご覧ください。(2)計画策定の体制ですが、都市計画審議会においても適宜報告するとともに、松本市都市計画策定市民会議を設置し、広く市民意見を聴取しながら検討を進めています。

(3)マスタープラン見直しの基本的な考え方を、4 にマスタープランの計画構成と改定の流れについてまとめています。マスタープランは松本市域全域を対象とし、計画期間は概ね 20 年後の令和 22 年度までを計画期間としています。計画構成は現行計画と同じ構成を基本にしつつ、全体構想では目指すべき都市像及びその実現のための整備課題、整備方針など、都市づくりの考え方を示し、分野別の整備方針と共に分野横断的な新たな都市整備の方針を加えています。地域別構想では市内 35 地区を 14 地域ブロックに区分して各地域の状況と課題を踏まえて、地域別の都市づくりの方針などを示していくこととしています。

改定の流れですが、令和元年度に現況と課題の整理を行い、全体構想の骨子を作成してまいりました。令和 2 年度には全体構想の作成を進めると共に、地域別構想策定のために 35 地区の町会長会等で説明・意見聴取などを行いました。令和 3 年度には、松本市総合計画な

ど上位・関連計画との整合を図りながら、全体構想及び地域別構想のとりまとめを行っており、今年 11 月頃を予定しているパブリックコメントの原案の作成に向けて、現在取り組んでおります。パブリックコメントでいただくご意見も踏まえ、最終的な計画案を都市計画審議会にお諮りして、今年度中の改定を予定しております。

37 ページをご覧ください。本日は、全体構想の素案の概要について報告いたします。

1 都市計画マスタープランの対象区域・期間については、市域全体を対象に、令和 22 年までの概ね 20 年間の計画とします。

2 将来都市像についてです。松本市総合計画は先日策定したところですが、目指すまちの姿として松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会、一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち、を掲げています。

これを実現していくための、松本市都市計画マスタープランの将来都市像については、「ゆとりと活気にあふれる自然共生都市」に加え、実現手段である立地適正化計画で定めた「住む人」と「訪れる人」にとって魅力と活力にあふれる都市を位置づけます。

これまでの利便性の高い場所への都市機能の集約による拠点づくりに加え、地域の暮らしを支える拠点づくりも進め、それらを人、交通、情報通信のネットワークで連携していくことで、総合計画における目指すまちの姿を実現していくこととします。

3 都市づくりの基本方針についてです。図の左側に、都市づくりの課題として「自然や歴史的資源の保全と活用」「都市全体と各地域における活力の維持」「集約型都市構造に向けた立地誘導」「広域及び地域を結ぶ交通ネットワークの充実」「安全で快適に生活できる都市づくりの推進」という課題を整理しており、それらを解決していくために、図の左側の課題から右側の都市づくりの基本方針の 5 つの方針への関係性になります。

「歴史や自然を活かし活力ある産業を育てる都市づくり」「誰もが快適で安心して暮らせる都市づくり」「集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくり」「自然災害による被害を最小限に抑える安全な都市づくり」「市民や地域が自ら考え自ら行動する都市づくり」の 5 つの方針を定め、それらに加えて DX・デジタル化を市民の生活を豊かにし、安全・安心な暮らしを実現するためのエンジンに位置付け、関連する各種計画とも連携しながら、総合計画における目指すまちの姿を実現していく方針としています。

38 ページをご覧ください。

4 将来都市構造についてです。都市構造の基本的な考え方として、そのモデル図を示しています。本市では、35 地区のまちづくりを土台としつつ、コンパクトな中心市街地や主要な鉄道駅及びバス停を中心に複数の拠点的エリアを形成していることなどを踏まえ、今後は、これらの既存ストックを有効活用し、市域全体として持続的に発展することが重要となります。その実現に向けて、中心市街地や鉄道駅周辺など、交通利便性の高いエリアに都市機能や人口の誘導を図りつつ、市内の複数の拠点的エリアが相互に連携する「集約連携型都市構造」の実現を目指します。

そして下の図が、各拠点におけるまちづくりの方向性をまとめたもので、基本的なまちづ

くりの方向性の図です。都市機能誘導区域（都市中心拠点）では、高次の都市機能を集約し、歩行者や自転車利用に配慮した「歩いて暮らせるまちづくり」を進めます。都市機能誘導区域（地域拠点）では、拠点性が高い施設を維持・誘導し、高齢者や子育て世代が安心して生活できるまちづくりを進めます。居住誘導区域や市街化区域内の生活拠点では、生活サービス等が持続的に確保できる居住誘導や、公共交通や生活サービス施設の維持誘導により地域を支える拠点を形成していきます。市街化区域外のコミュニティ拠点等では、地域生活の中心となる拠点を配置するとともに、青い矢印のように公共交通や多様な移動手段により相互に連携を図っていくこととします。

39 ページをご覧ください。こちらが市域全体の将来の都市構造図のうち、市街地エリアの部分を示したものです。都市活動拠点として、都市中心拠点は中心市街地に、地域拠点は主要な鉄道駅やバス停周辺に配置し、既に策定している松本市立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域を反映しています。生活拠点は市街化区域内において都市中心拠点と地域拠点を補完するために配置していきます。また、骨格的道路網としてまちなか幹線道路網、環状道路と放射状道路を位置づけ、市街地に集中する交通を分散し、円滑な交通流動を確保する環状放射型道路を基本としています。

5 将来人口の考え方についてです。本市の人口は今後ゆるやかに減少する見通しであり、都市計画マスタープランの計画期間である令和 22 年には、22 万 1785 人との推計が、国立社会保障・人口問題研究所から公表されています。都市計画の運用は、国勢調査結果を基にした、この社人研の推計値によることとしていますので、この人口を前提とした計画的な土地利用や基盤整備を進めることとします。

一方で、本市の人口ビジョンでは、人口の定常化のために、現在と同等の 24 万人程度の人口を維持することとしていますので、今後人口が維持もしくは増加する場合は、この都市計画マスタープランの将来人口や、立地適正化計画の見直しを検討することとしています。また、市街地の規模については、上位計画であり長野県が決定する「松本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図りながら、松本市立地適正化計画と連携して適正な規模の市街地を維持することとします。

40 ページになります。

6 都市整備の方針についてです。目指す都市像の実現のための都市整備の方針については、分野別に定めたタテ軸の分野別の整備方針と、ヨコ軸として新たな都市整備の方針の 2 つのテーマを設定しています。

表のとおり、分野別の都市整備の方針として、土地利用、交通体系、公園緑地、河川及び上下水道、自然環境、景観形成、都市防災の各方針毎に、基本方針を定めています。

土地利用の方針として、都市と自然が調和した計画的な土地利用の推進、都市的土地利用の有効利用・高度利用、複合的な土地利用を通じた魅力の創出の 3 つを方針としてまとめています。

具体的には、41 ページの上の土地利用方針図を合わせてご覧ください。既に策定してい

る松本市立地適正化計画の都市機能誘導区域の趣旨に合わせながら、新たに位置づけをした地区として、浅間温泉から美ヶ原温泉及び周辺のスポーツ施設一帯を健康・スポーツ地区として、温泉施設と連携した健康づくりのための空間形成を進めます。また、信州大学及び相澤病院周辺を学術・医療地区として、既存施設の機能維持と、さらなる充実に向けた土地利用規制の見直しや周辺の都市基盤整備などを、検討・推進します。最後に、松本環状高家線の沿道を複合産業地区に位置付け、今後の道路整備に伴う産業用地需要の変化を見据えながら、市の産業政策と合致する場合には、農業的土地利用との調整を図り産業施設の誘導を進めます。

次に交通体系の整備方針について、40 ページの表と 41 ページの下の図になります。

幹線道路のネットワークについては、まちなか幹線道路網、中環状線、内環状線と、放射状道路からなる環状放射道路について、渋滞解消や通過交通抑制などに効果のある区間を中心に重点整備を図り、未整備都市計画道路の見直しも進めていきます。また、中心市街地における歩行者空間の充実や、自転車を近距離移動における重要な交通手段の一つとなることを目指し、自転車通行空間の整備を進めます。

鉄道やバスなどの公共交通ネットワークについては、主要な駅周辺の交通結節点機能の向上や将来需要を見据えたバス運営体制等の見直し、ICT等の新技術の活用を図ります。最後に、広域交通ネットワークについては、信州まつもと空港の機能拡充及び利便性向上を図るとともに、中部縦貫自動車道などの整備による、国内外にわたる広域的な交流・連携を促進していきます。

40 ページの表の下には、ヨコ軸となる新たな都市整備の方針となります。ヨコ軸の方針の1つ目「郊外部における地域コミュニティ維持に向けた方針」については、利便性が高く新たな基盤整備が生じないことを前提に新たな住民の受け入れによる地域コミュニティの維持。また、中山間地の活性化策と連携した地域コミュニティの維持。そして、公共交通ネットワークの維持・強化と暮らしを支える拠点の配置・形成によって、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにしていく、という方針をまとめています。

ヨコ軸の方針の2つ目「計画的な産業集積や産業振興に向けた方針」については、工業、商業、観光業、農林業に関わってきますが、松本の特性を活かした多様な産業の集積と新たな産業の育成、競争力が高く持続可能な産業構造の構築、自然環境や居住環境に配慮した計画的な土地利用の3点を基本方針としてまとめています。

以上、都市計画マスタープランの全体構想の素案の概要について説明いたしました。このような内容で改定作業を進めていることを報告するものです。よろしく願いいたします。

(三好規正会長)

はい。ありがとうございます。ただいま報告事項松本市都市計画マスタープランの改定について説明がございました。ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。よろしく願いいたします。

はい、清水委員。

(清水聡子委員)

よろしく願いいたします。37 ページのところの3 都市づくりの基本方針、4 つ目のところ、自然災害による被害を最小限に抑える安全な都市づくり、それから都市づくりの課題のところ、隣のところですが、4 番目広域および地域を結ぶ交通ネットワークの充実、このような形で書かれております。自然災害が非常に多く起こるようになってきて、今回もですね、上高地線の不通で代替輸送バス運行をしていただいておりますが、早期の上高地線の運行を強く望んでおります。

こうした自然災害に対して強いまちづくりも求められてくると存じます。ぜひとも松本市としてこのような災害に対する強いまちづくり、さらには公共交通の維持、促進といったようなところをですね、40 ページのところにもございますが、こういったこともぜひ考えていただければと思います。意見です。

(三好規正会長)

ただいま意見ございました。いかがでしょうか。何かコメントございましたらお願いいたします。

(永喜多廣義都市計画担当係長)

はい。ご意見ありがとうございます。今、まず上高地線の維持について、そして災害を踏まえ強いまちづくりということについてご意見いただきました。特にまず、上高地線の維持については言うまでもなく、市民にとって重要な通勤通学の足であったり、あるいは観光客にとっても重要な路線になっております。こういうものについて交通事業者と連携しながら、公共交通の維持を進めていけるように、都市計画マスタープランでも位置づけていきたいと思っております。

また、災害についても、近年気象状況の大きく変わってきている面もございますが、災害も甚大化したり頻発化したりするようなことが起きておりますので、そのことを踏まえて、都市計画マスタープランでも、この基本方針の中で、そのことを意識しております。また、都市整備の方針でも、災害に対しての備えに関する事項について記載していきたいと考えております。

(三好規正会長)

はい。ありがとうございます。他に何かございましょうか。上原委員。

(上原三知委員)

ありがとうございます。ちょっと気になっているのは人口が増える前提でどの町も多

分作らざるを得ないと思うんですけども、実際コロナでニューヨークとか人口が減っていて、日本の中で東京だけが増えていたのが頭打ちになってきているということで、やはり 1ヶ所にですね、こういう拠点を作ってみんなで集まるっていう方針自体に異論はないんですけども、実際の現状として東京の大学とかでも行く場所がなくなってしまって、ずっと自宅にいたりとか、あるいは信大の学生でもこういう環境がいいなと思って来ても行く場所がない、また地元に戻るなどと言われるというふうな状況があります。そういう想定しない今までの右肩上がりのような、そこでは交流してみんな楽しくつながってというところ以外のことについて、選択としてオプションみたいなことも少し代替案として検討する必要が個人的にあるんじゃないかなというのが 1 点です。あとは基本的にコンパクトシティはお年寄りをどこかに集めて若い人と地域で交流するみたいな理想像があると思うんですけども、現況で県外から来たコミュニティと地区内のその軌轢というんですか、一緒に今までみたいに公園でみんなでわいわいというような雰囲気果たして本当に戻ってくるのかみたいなことを感じています。今まで都市計画で前提として行っていた中心に集まってみんなで交流することを前提とした施設とか空間利用みたいなことが変わる可能性もあるなと思っておりまして、ちょっとこれが収束しても、今の子供たちがあんまりそういう経験してない人たちが来た場合に、あんまりこう、松本城とかに集まって花見はしづらいなどなるんじゃないかと思います。

10 年後 20 年後のですね、人たちの居場所というか、そういったものも代替案として松本市が提供できると非常に地方都市として特色が出ると思います。もちろん人気がある町であると理解してますので、非常にいいんじゃないかなというふうに個人的にお話聞いて思いました。もう単純に感想、意見です。

(三好規正会長)

ありがとうございます。何か事務局からございましたらお願いいたします。お願いします。

(神戸順都市計画課長)

はい。ご意見ありがとうございます。上原委員おっしゃられた通りですね、トレンドとして人口が今後も減っていくという状況の中でコロナ禍の影響もありまして、本当に時代が大きく変革していく時期になっているかなというふうに考えております。

都市計画マスタープランの中でも、具体的な計画までは踏み込んでおられませんけれども、DX のこと、またそれを踏まえたリモート会議、テレワークなどについての視点も入れながら計画を策定をしているというところでございます。ご意見として、参考にさせていただきたいと思います。

(三好規正会長)

他でございますでしょうか。はい。お願いいたします。

(阿部功祐委員)

先ほどこの資料に基づいて説明をいただきまして全体構想の素案ということで、私 2 年ぶりのこの都市計画審議会ですけれども、一昨年、マスタープランについては、先ほどこの資料の 35 ページに経過があったわけでありますが、この令和 2 年の 12 月 25 日のこの審議会でもマスタープランについて説明があって、会議録を読ませていただきました。その後、今説明がありました通りこの 37 ページ、松本市総合計画が策定されて、この都市計画マスタープランの上位計画に位置付けられるものであり、市の総合計画を踏まえ現在のこの都市計画マスタープランと照らし合わせたときに、その総合計画との整合性という部分では、どのように変わるのでしょうか。総合計画が出てきて、全体的に大きく変わるものがあればわかりやすくちょっとお聞きしたいというふうに思います。

(三好規正会長)

はい。ただいまのご質問について、何かございましたらよろしくお願いたします。

(神戸順都市計画課長)

はい。ありがとうございます。

今、阿部委員からのご指摘は、総合計画の策定があった上で、それが都市計画マスタープランにおいて変わった点があるかということととらえています。大きく変わった点は、やはり先ほどのコロナの影響もあって DX、デジタル化の関係について反映をしているというところが主なところですが、都市計画マスタープランは個別具体の計画ではございませんので、ちょっとわかりづらいところはありますけれども、考え方については、総合計画に沿って、策定を進めているというところでございます。

(阿部功祐委員)

それはわかるのですが、先ほどこの前段で信州大学周辺の話があって、そこではこの都市計画マスタープランや立地適正化計画、こういった上位計画のもとに、現況との乖離があって、見直しがされてくる。その中でやっぱり都市計画マスタープランが今後 20 年という先を見据えてということであれば重要なものだと思います。

今日は全体構想ですから、全体構想として今それぞれ 35 地区等々で地域でも話をして、地域別構想を見たときに今日説明いただいた通りのそういった細かな交通体系だとか、全体を見たときにそれに沿った土地利用が記載されています。私が今言った総合計画を踏まえデジタルだとか DX といっても、この都市計画マスタープランに何がこう繋がってくるかっていうのが見えてこない。現状を見ると今後 20 年と考えた場合に、先ほどその交通の問題を考えたら、路線バス等について公設民営ということも議論していかなきやいけないとか、あるいは上高地線の問題があります。立地適正化計画は市街化区域の中だけのものです

から、上高地線沿線に住宅が密集をしていますがそこは調整区域であって、そういったところに今回の都市計画マスタープランの見直しがどのように影響してくるのか。

あるいは道路については中部縦貫道の話もありましたけれども、今後20年を見ると、中部縦貫道の松本波田道路を見ると途中の地域活性化インターが今度建設される予定になっております。そうなってくるとその辺について商業の話もありましたけれども、そういった土地利用をどうするのか。この都市計画マスタープランではどのような方向性を持っているのか。

その道路のネットワークでいきますと、中環状線は合庁先線の道路建設が進むと南へ進んで、月見橋の西に繋がる流れが出てきます。松本市の西側の道路の状況というのがこの20年の中には大きく変化してきます。環状線の関係もそうですが、そういったところを見たときに、この都市計画マスタープランで産業の部分について、どのような方向性が示されていくのか。

地域の町会連合会等の説明の話を聞いていても、ほとんどと聞いていますか、ほぼ変化がないような状況の意見であったと聞いています。交通については別の計画で進んでいくと思えますが、この都市計画マスタープランの中では土地利用と関連した一つになるわけですから、そこをやっぱり具体的に示していかなければならないと思っています。

総合計画により目指すまちづくりが変わり、都市計画マスタープランと整合がとれているのかと考えたときに、あまりそこは整合はない将来のまちづくりを見て、例えば現状は住居系の市街化区域の拡大はしないが、状況が変われば個別に考えていきたいということはわかるのですが、それが今度この都市計画マスタープランにどのように出てくるのかなという視点で見るとやはりこれは相当議論していかなければと思います。

本来はもう昨年度策定がされている予定でしたけれども、これまで延びているというのが幸いかどうかわかりませんが、やっぱりその辺をしっかりと方向性を見据えて進めないほとんど変わらない。現在の都市計画マスタープランとほとんど変わりはないものになってしまうのではないかと思います。

例えば一部村井駅の東の方で市街化区域の拡大があるというような話がありますし、交通については別の計画で進めていくということはわかるのですが、この都市計画マスタープランでの方向性が、どんな形で変わっていくかということを今日どこまでお話できるか、あるいは今後であれば今後ですけれども、その辺もし今あれば、お話をお伺いしたいというふうに思います。

(三好規正会長)

はい。よろしく申し上げます。

(神戸順都市計画課長)

はい。ご意見ありがとうございます。都市計画マスタープランについて総合的なお話だと

いうふうに認識しております。

一つ交通をとっても、なかなかその構想や考えがない中では、この都市計画マスタープランの中で先に謳い込むことは難しいところがあります。土地利用についても、検討に入っていることや、構想があるというような状況になるなど状況に応じて、その時点でこの都市計画マスタープランも見直しをしていくという、ちょっと後追いになっている部分がございますが、今現在計画の中に反映するということが、時期的に早い部分もございますので、阿部委員のおっしゃられる通り、前回とあまり変わりはないのではないかとこのふうにとらえられてしまう部分もございます。今後そういった見直しの中で、手を加えていくということが必要と感じておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

(三好規正会長)

はい、阿部委員。

(阿部功祐委員)

はい、わかりましたけれども、全体的なものだからわかるのですが、やはり道路の方向性が示された場合や鉄道の件も先ほど話がありましたけれども、答弁の方では鉄道の利用も促進していかなければいけないということもあって、鉄道中心と考えたときに、そこへ誘導していき、人口は24万人を維持していく。そういったことをもう少し10年先を見据えた都市計画マスタープランにしていけないといけないのではと思います。後追いであれば、今回の見直しがほとんど変わらずに総合計画とは別で都市計画マスタープランを作って、その範囲の中でやっていくのかというイメージを持ってしまう。せっかくの見直しですから、将来を見据えた都市のビジョンという記載がありますが、中身は将来を見てないようなものになってしまうというような結果にならないようにしていただきたい。

今日は途中の報告でしたが、今後の報告等の中で、やっぱりそこはしっかりと将来を見据えた都市計画マスタープランにして、例えば須坂などではインター周辺に商業施設を持ってきて、地域を活性化するという方向が示されますよね。

例えばその松本市において先ほど説明がありましたが、松本波田道路ができることに伴い地域活性化インターができるといったように、このエリアにそういった商業誘導をしていくということが明確に今回出てくると、将来に期待とか希望が持てる都市計画マスタープランになると思います。

それをぜひお願いをしたいと思いますし、先ほど言いました住居系市街化区域の拡大はないということですが、そういう中でも今後、何か示していくものが現在あるのかどうか、お伺いをしていきたいと思います。

(神戸順都市計画課長)

はい。ご意見ありがとうございます。

今すぐお答えができるものは持ち合わせておりません。今後の検討課題と考えておりますのでご容赦ください。阿部委員おっしゃられた通り、やはり都市計画の土地利用の根幹になるマスタープランでございますので、新たな視点であるとか、前向きな計画になるように、実務者の方も検討してまいりたいと思いますので、ご了解いただければと思います。

(阿部功祐委員)

よろしく願いをいたします。

(三好規正会長)

他に何かございますでしょうか。はい。上條委員。

(上條敦重委員)

すいません、ちょっと今そういう話が出たのでお伺いしたいのですが、いわゆる都市計画マスタープランは建設部が中心になって、考えているということでご説明が建設部からあるわけですが、私は何で総合戦略室が絡まないのかと思います。

本来はマスタープランというのは土地の利用も含めた総合的な計画のはずです。ですから、いわゆるちぐはぐさが出てきてしまう。

具体的に言うと例えばですね、37 ページの都市づくりの基本方針っていうところがあります。都市づくりの基本方針の一番下に、市民や地域が自ら考え行動する都市づくりと書いてあります。こういうことはどうやって実現していくのだということです。というのも実はもう自ら考えて、地域によっては地域課題を何とか解決しようと思ってやっている地区はいっぱいあります。

ただ、一番困っているのは、市に相談しても寄り添ってくれない。それはなぜかと言ったら、今の法律だとか、今の規制には合わないよってということで、そこで終わっちゃうんです。住民たちが考えていることは、今のことにはないことを提案してるわけです。事業にしても、そうするとですね、それを一緒になって考えてくれない。困って、僕らのところに相談に来るわけです。

こうやって書いてあってもですね、これをどうやって実現していくのだというところになっていくと、僕はやっぱり総合戦略室的な発想とか、物事の組み立てをしていかないと、ここに書いてあることが全部絵に描いた餅になってしまうと思います。行政の作るものはものすごく格好良く書いてあるんですよ。みんなできるような形で。だけど、ほとんどそうはいかない。そういうことを思いました。

やっぱり現実的にやるっていうことではないですけども、やっぱりもう少しいろんな形を考えて、そして組み立てていかないと、やっぱり何年か経ってもこうはいかなかったじゃないかとか、というような話がいつも出てくる。そこをちょっとですね、松本市の中でも、

このマスタープランを作るときに、やはりもう少し立体的に検討して、総合的に組み立てていくようなシステムがないとなかなか難しいと思います。

(三好規正会長)

はい。いかがでしょうか。今ご指摘いただいたのは計画の実効性をどのように担保するかということと、部局間のこの縦割りの部分ですね、これをやっぱりある程度個別法の縛りがある中でどのようにね、連携をとっていかということ。が出てくると思うんですが、その辺りどうでしょうか。はい。何かございましたら、回答できる範囲で結構ですが。

(神戸順都市計画課長)

はい。ご意見ありがとうございます。

部局横断的な連携についてまずお話をさせていただきます。都市計画マスタープランは都市計画の基本方針になるものですので、建設部都市計画課が所管をしているというところでは。

その中で庁内の総合戦略局、地域づくり課も含めて都市計画策定庁内会議を開催し意見を集約をしているところでございます。

それが、上條委員のおっしゃられる通り言葉だけが踊って、耳障りがいいように進んでいるということが課題ではあると思います。庁内調整についても行っているという現状のご報告でございます。

それから都市計画のマスタープランですので、そういった総合的な視点も往々考えなければならぬというところはございますが、あくまで都市計画のマスタープランということでご理解をいただけたらなというふうに感じております。お答えになっておりませんが、それでも以上になります。

(三好規正会長)

よろしいでしょうか。はい。

(上條敦重委員)

ありがとうございます。私は市役所の計画書って本当によくできていると思っています。

何の上位計画に沿ってこれがなきやいけないとか、でもやはり最終的にはどういう政策をしていくとか、どういう方向性でいくとか、全部それが政策に落とし込まれてこなきやいけないわけですよ。

その政策をきちんと落とし込まれてきたときに、やっぱりこの計画で良かったんだな、ちょっと違ったなっていうところですね、やっぱり当然出てきてもいいし、きちっと僕は計画に落とし込んでいただければ、政策などを仕込んでくれれば全然問題ない。ただ、実際できないことも書いたり、いろいろあるので、そこはもう少し現実的なことを踏まえた上で、

ぜひ作っていただきたい。いわゆるペーパーがブラッシュアップされてもですね、何もならないと私は思いますのでその辺だけ申し添えます。ありがとうございました。

(神戸順都市計画課長)

はい、ぜひ個別の政策ということを常に意識して、作ったら終わりというは良くないと思いますので、非常に重要なご指摘をいただいたと思います。

(上條敦重委員)

ぜひその辺りご検討いただければというふうに思います。

(三好規正会長)

はい。いかがでございましょうか。塩原委員お願いします。

(塩原孝子委員)

2点ほどありますのでよろしくお願いいたします。30、41ページのところですけれども、信州大学附属病院、相澤病院ということで、ここに民間の病院が一つ上がっております。松本市は松本市立病院がありまして、なぜこの民間の病院がこの1ヶ所上がっていて市立病院が上がってないのかという部分と、その中で土地利用の規制の見直しとか、周辺の都市基盤整備というのがありますが、この辺りをお聞きしたいです。

あと下のところの信州まつもと空港で空港の国際化っていうのがありますが、松本市は総合計画でゼロカーボンを目指しています。最近は本当に災害が頻発しています。地球温暖化の影響かと思えますけれどもやっぱりCO2の削減についてゼロカーボンを目指している中で、この辺りについて総合計画との整合性をお聞きしたいというふうに思います。

(三好規正会長)

はい。ただいまのご質問につきまして、お願いをいたします。

(永喜多廣義都市計画担当係長)

はい。ご意見ありがとうございます。まず初めに信州大学附属病院や相澤病院というものが位置づけられている中で一方、松本市立病院の位置づけについてはどうなのかというご指摘をいただきました。

この都市計画マスタープランにおいては、今日はそこまで説明はできていなかったのですが、39ページに将来都市構造図というものがございますが、ここで医療拠点というものも位置づけていきたいと考えております。その中では信州大学附属病院や相澤病院とともに、松本市立病院をはじめとする、主な病院も医療拠点に位置づける計画でございます。

39ページの図では、市街地エリアだけを拡大しているものですから、波田地区にある松

本市立病院のところは出ていないのですが、位置づけていく予定です。一方で41ページ特に信州大学病院や相澤病院については、土地利用規制の見直しや周辺の都市基盤整備についてを記載しているのはなぜなのかということについてですが、数ある病院の中でも、この二つの病院については、第三次医療に位置づけられており、長野県の中南信地域においても重要な位置づけの病院になっていることも踏まえて、この都市計画マスタープランでは、それらの病院について、さらなる機能の維持充実が図れるように位置づけていきたいというふうに考えております。

もう一つゼロカーボンについての取り組みについてですが、これもご指摘の通り、松本市の総合計画の重点戦略で、ゼロカーボンの取り組みを進めていくこととしておりますが、都市計画マスタープランもそのことを踏まえて37ページ、3都市づくりの基本方針の中で、一番上に歴史や自然を生かし、活力ある産業を育てる都市づくりの二つ目のところで、ゼロカーボンシティを目指した都市づくりということを位置づけて、これにより、総合計画とも整合を図りながら、低炭素社会への移行に向けて、再生可能エネルギーの活用、そういった都市づくりを目指していく方向づけをしております。

よろしく願いいたします。

(三好規正会長)

よろしいでしょうか。

(塩原孝子委員)

市立病院については医療拠点ということで、位置付けるということで了解いたしました。空港の国際化についてはゼロカーボンとの関連で、慎重な協議が必要だというふうに思います。意見です。

(三好規正会長)

はい。他にございますでしょうか。はい、お願いいたします。

(前澤弘一建設部長)

はい。ご意見いろいろありがとうございました。

今先生方それから議員の皆様からご指摘いただいた通りで、まだ現段階の報告ということで今日は受け止めていただけると幸いです。その中で先生がおっしゃるように時代もこのコロナのこともあり、今、変革、変わっているときかな、ということもあります。

それからその土地利用に関する要望も、やはり今まで行政が考えていたものと、市民の皆様が要望することとは大分開きがあるなということも感じております。

その課題が山積の中で、まだちょっと具体的な部分を整理しきれいでいけませんので、今日はこのような結果になっていますが、今日いただいたご意見を踏まえまして、上位計画にぶら

下がる計画という位置づけであり、この計画はまちづくりとして主に土地利用ということが目的の計画になっていますので、その辺をきちんと整理して、全てにおいてこの基本計画のものをここに整理して出してしまうとなんとなく整合性が取れないというようなこともあるかなというふうに思っております。

その辺は再度整理した上でまたご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(塩原孝子委員)

承知いたしました。

(三好規正会長)

はい。それではですね、非常にたくさんのご意見を出していただきまして、熱心なご審議誠にありがとうございました。それではおおむね意見も出尽くしたようでございますので、質疑の方は終了をいたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

本日審議いただきました議案につきまして、後日市長へ答申をいたします。審議の結果報告につきましては、各委員からの意見等を踏まえて行いますが、報告書の調整につきましては、会長に一任願いたいと存じますが、よろしいでしょうか。

ご異議ないようでございますので、そのようにさせていただきます。

議事録署名人に指名いたしましたお二人の委員には後日事務局において調製された会議録を送付いたします。署名して事務局へご返送をお願いいたします。

また委員各位には後日事務局より報告書の写しおよび議事録の写しをお送りいたしますので、ご承知おきください。以上をもちまして、第57回松本市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

(神戸順都市計画課長)

慎重なご審議、大変ありがとうございました。次回は11月頃の開催を予定しております。詳細な日程につきましては、決まり次第開催通知をお送りさせていただきます。以上をもちまして、会を閉じさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

松本市都市計画審議会運営要綱第9条第2項により議事録に署名します。

令和 3 年 9 月 24 日

議事録署名人 塩原 寿子

令和 3 年 9 月 30 日

議事録署名人 富山 有希